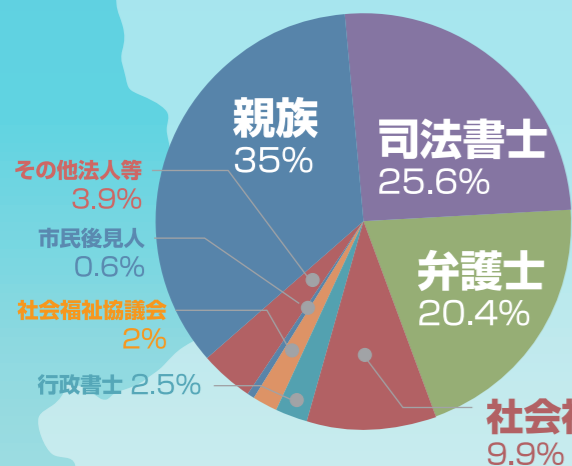


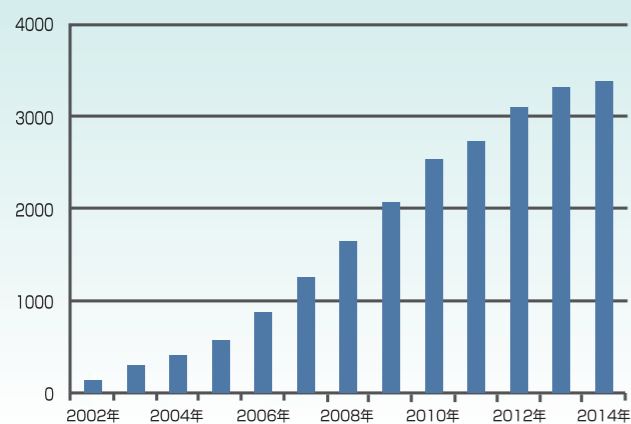
社会福祉士は後見分野の専門職三団体の一つです。



左の表は2014年1月～12月に選任された後見人等を集計した最高裁資料です。後見制度が発足した当時は、親族後見人が90%以上を占めていましたが、年々減少し35.0%になっています。一方、専門職3団体（弁護士、司法書士、社会福祉士）で55.9%と半数を超えました。社会福祉士は主に福祉的な支援を必要とする人の後見人として活動しています。

2014年1月～12月最高裁資料より

家庭裁判所から後見人に選任される社会福祉士は年々大きく増加。
～2002年・142件から2014年には24倍の3,380件～



左表は社会福祉士が、家庭裁判所から後見人に選任された一年ごとの件数の推移を表したものです。

成年後見制度は2000年4月に施行されたのですが、初めて社会福祉士の受任件数が最高裁資料で明示されたのは、2002年の142件・1.3%でした。この年以降、件数・割合ともに大きく増加し、2014年では、3,380件9.9%になりました。

このように右肩上がり大きく増加してきたのは、社会福祉士（ぱあとなあ会員）の活動が利用者や家庭裁判所に評価されていることの表れだと自負しているところです。

今後も被後見人の皆様を始め家庭裁判所等から信頼される活動を心がけていきます。

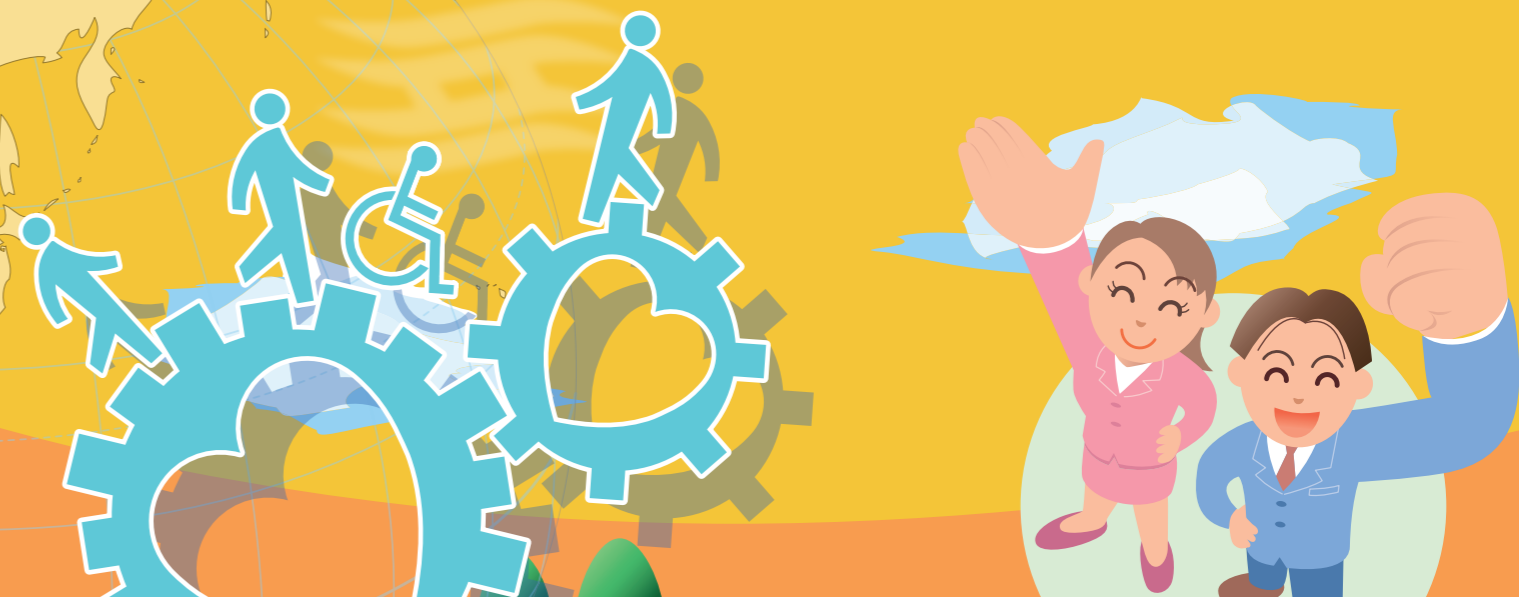
一般社団法人兵庫県社会福祉士会

権利擁護センターぱあとなあ兵庫

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

TEL. 078-222-8107 / FAX. 078-265-1340

にっこりニコニコ ぱあとなあ



成年後見制度のご利用・ご相談は

福祉の専門家 兵庫県社会福祉士会の

ぱあとなあ兵庫

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が

不十分な方に後見人を選任することで、本人を支援する制度です。後見人は不利益な契約や訪問販売等の悪徳商法などから本人を守るために、本人に代わって契約を結ぶことや不利益な契約の取消し等を行います。

預金や不動産等の財産の管理も重要な仕事ですが、単に財産を守ることではなく、本人のために有効に活用することが求められるとともに、後見人には、本人の意思を最大限に尊重することが義務づけられています。

後見人は家庭裁判所が決定し、その監督を受けることになります。



ぱあとなあ兵庫は、兵庫県社会福祉士会の中で後見活動を行っている

組織です。会員は、福祉の専門家＝「社会福祉士」の国家資格を持ち、成年後見制度に関する特別な研修を終了した成年後見制度の専門家集団です。家庭裁判所から毎年100件程度の後見人推薦依頼があり、2015年4月現在800人の後見人を行っています。会員数は年々増加し、330名になりました。

ぱあとなあ兵庫には、後見制度に精通した経験豊かな福祉の専門家が沢山いますので、成年後見制度のご利用・ご相談はお気軽にお寄せ下さい。





ご利用・ご相談には、お近くの経験豊かなばあとなあ兵庫会員が対応します。

■ 相談

ご本人やご家族で、こんなことがあればご相談下さい。

- ①入院の手続きや介護契約を自分に代わってしてほしい。
- ②預金や不動産等の財産管理に不安がある。
- ③訪問販売や電話勧誘で被害を受けたことがある。受ける心配がある。

電話相談はもちろん。ご自宅、入所している施設・病院にも伺います。

- *費用 ○電話相談は無料
- 出張相談は初回無料です(交通費の実費はご負担下さい。)



■ 申立の相談

後見制度を利用するためには、
家庭裁判所に申立する必要があります。

- * 申立費用
家庭裁判所に提出する印紙・切手等 1万円程度
この他に鑑定が必要な場合は 5万円程度が必要

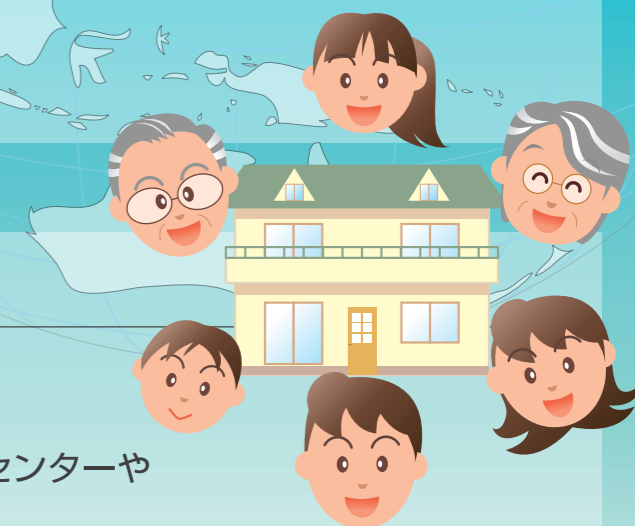
申立する家庭裁判所
申立書はご本人の住所地を管轄する
家庭裁判所に提出します。

「ばあとなあ兵庫」では、
家庭裁判所支部毎に
担当者を配置しています。
お近くの会員が対応しますので、
お気軽にご相談ください。



■ 後見人(候補者)の紹介

家庭裁判所への申立書には、後見人候補者を記載する欄があります。
後見人の選任を急いでいる場合は、後見人候補者を記載する事をお勧めします。
後見人に福祉の専門家を希望する方には、「ばあとなあ兵庫」の会員を紹介しま
す。紹介料は必要ありません。



■ その他

◎委員や講師の派遣

市町や社会福祉協議会等が設置する権利擁護センターや
成年後見センター等の委員を派遣しています。
また、成年後見に関する勉強会や研修会の講師を派遣しています。
いつでもお気軽にご依頼下さい。

◎任意後見制度の利用・相談

任意後見制度を利用すると、判断能力が十分あるうちに前もって、能力が低下し
たときのために任意後見人を自分の意思で、決めておくことができます。

具体的には、判断能力が低下した時に、

- ①医療契約や入所契約
- ②税の申告や年金等の公的な手続き
- ③預貯金や不動産等の財産管理等

自分に代わってやって欲しいことを、任意後見人と話あい、公証役場で任意後見
契約を結ぶこととなります。

「任意後見制度に関する相談」「任意後見契約の説明」「任意後見人の紹介」等、
任意後見制度の利用についてもご相談下さい。

